

文化審議会国語分科会 文化芸術推進基本計画に向けた意見

平成 29 年 9 月 27 日
文化審議会国語分科会

文化芸術推進基本計画の在り方に関し、国語分科会では、所掌している国語分野及び日本語教育分野について、その政策の意義と方向性、今後推進していくべき基本的施策及び指標について審議し、以下のとおり、検討結果を取りまとめた。

国語分野

言葉は、論理的思考力、想像力、表現力などの基盤であり、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を用いる人々の生活や文化とも深く結び付いている。例えば、小説や詩などの文学作品、歌、台詞のある演劇、映画、マンガ、アニメ、コンピューターゲームなどの創作活動・創作物は言葉がなければ成立しないものである。また、過去の人々の歴史や生活、文化活動なども言葉によって後世の人々に伝わる部分が多い。加えて、各地域の言語・方言は、当該地域の生活や文化と密接に結び付いており、多様な地域文化の振興、さらには、観光や産業の活性化を考える上でも、重要な要素となっている。

このような文化の基盤として、国語の果たす役割や重要性を踏まえ、個々人はもとより、社会全体としてその重要性を認識し、国語に対する理解を深め、生涯を通じて国語力を身に付けていく必要があることから、次の施策を講ずる。

- 国は、国語に関する調査を定期的実施し、調査の結果を広く周知するとともに、国語の改善に関する施策の検討等を行い、国語に対する意識の向上と国語力の育成を図る。【戦略4】
- 国は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）及び関連指針（「常用漢字表の字体・字形に関する指針」（平成28年文化審議会国語分科会報告）等）の普及を図る。【戦略4】
- 国は、「敬語の指針」（平成19年文化審議会答申）並びに「コミュニケーションの在り方」及び「言葉遣い」についての検討の成果の普及を図る。【戦略3，戦略4】

- 国は、地方公共団体等の関係機関・団体と協力し、ユネスコの公表した国内における消滅の危機にある言語・方言や東日本大震災被災地域の方言について、その実態を把握するとともに、言語・方言の保存・継承のための調査研究と情報の収集を行い、その成果の普及等を通じて、消滅の危機にある言語・方言の状況改善につなげる。【戦略1，戦略3，戦略5】
- 国は、教育委員会等の関係機関・団体と協力し、学校教育において、全ての教科等の基本となる国語力を養うとともに、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることができるよう、関係施策の一層の充実を図る。【戦略4】
- 国は、教育委員会等の関係機関・団体と協力し、学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め、実際に生かしていくことができるよう、学校の教員の養成及び研修において、必要な取組を進める。【戦略4，戦略5】
- 国は、教育委員会等の関係機関・団体と協力し、子供の自主的な読書活動を推進するため、関係法律・計画を踏まえ、子供が読書に親しむ機会の提供や図書館に携わる人材の養成・研修を含めた諸条件の整備・充実等を図る。【戦略3，戦略4】
- 国は、教育委員会等の関係機関・団体と協力し、「文字・活字文化振興法」（平成17年法律第91号）に基づき、図書館や学校等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるように、図書館に携わる人材の養成・研修を含め、環境の整備を図る。【戦略3，戦略4】
- 国は、近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫などの状況や、放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮して、我が国で生活する人々にとって分かりやすい表現を用いるよう努めるとともに、公用文の表記の在り方等について検討する。それと同時に、人々の言語生活への影響等に関し、関係機関とも適切に連携・協力を図る。【戦略3，戦略4】
- 国は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究との連携・協力を図る。【戦略4】

また、これらの施策の効果を測る指標として、次の二つを用いる。

- ① 「あなたは、日常の言葉遣いや話し方、あるいは文章の書き方など、国語についてどの程度関心がありますか。」という質問に対し、「関心がある(計)」と回答した者の割合（常に75%以上となることを目標）
- ② 「毎日使っている日本語を大切にしているか」という質問に対し、「大切にしている(計)」と回答した者の割合（常に75%以上となることを目標）

日本語教育分野

在留外国人数は、平成28年には約238万人と過去最高となっており、今後も増加傾向が続くと見られている。国内の日本語学習者数についても平成28年には約22万人と過去最高となっている。また、海外における日本語学習者数は平成27年に約365万人となっており、多くの人々が国内外で日本語を学んでいる。

もとより、日本語は、日本の社会や文化の基盤であり、それを学ぶことは、日本の社会や文化についての知識を得て、その理解を深めていくことにつながる。このため、日本語を学んだ者は、生活や労働を円滑に行うことができるようになり、日本の社会や文化の良き理解者として、日本と母国との友好関係を構築する橋渡し役となり、日本文化の国際的な発信者となることが期待される。

このような観点から、国内外で外国人等の日本語能力が十分でない者の日本語学習需要に的確に答えていくことが必要であり、そのためには国内外で日本語学習環境を整備し、日本語教育人材の資質・能力の向上を図るなど質の高い日本語教育を提供していくことが重要である。よって、次の施策を講ずる。

- 国は、日本語教育の関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。【戦略2，戦略3】
- 国は、日本語教育施策の企画立案に必要な調査研究を関係機関との連携・協力を図り実施するとともに、その成果を広く周知する。【戦略2，戦略3】
- 国は、日本語教育の指導内容・方法等の調査研究，日本語教育に関する教材等の開発及び提供を行う。【戦略2，戦略3】
- 国は、日本語教育に携わる人材の養成・研修を充実することにより、人材の質的向上及び量的確保を図る。【戦略2，戦略3，戦略5】
- 国は、地方公共団体や日本語教育関係団体等との連携・協力により、地域の実情に応じた日本語教室の開設及び地域における日本語教育の推進・連携体制の構築・強化など、地域における日本語教育の充実を図り、国内に居住する外国人等の日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。【戦略2，戦略3】

- 国は、日本語教育専門家等の海外派遣及び海外の日本語教師等の招聘(へい)研修を推進するとともに、インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の海外への提供を推進する。【戦略2】
- 国は、関係府省間で連携を図りつつ、人材の養成・研修や教材開発等を通じて、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上を図る。【戦略2, 戦略3】

また、これらの施策の効果を測る指標として、次の二つを用いる。

- ① 在留外国人数に占める日本語学習者数が10%を超えるようにする。その際、日本語学習者数の増加率が、在留外国人数の増加率を上回るよう留意する。
- ② 日本語教師養成・研修講座の受講者数が、過去2年間の平均を上回るようにする。

(以上)